

情報通信審議会 情報通信政策部会
通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第10回資料）

検討アジェンダ(案)及び中間論点整理 「コンテンツ規律」に関するヒアリング資料

2008年11月25日

株式会社インフォシティ
岩浪 剛太

検討アジェンダ(案)

4. コンテンツ規律について

(1) メディアサービス(仮称)の範囲

「メディアサービス」(仮称)の範囲については、従来の放送の概念を踏まえ、「公衆によって直接受信されることを目的とする電気通信の送信」とする方向で検討することは適当か。その際、現行の放送が多様化している状態に即し、より明確化を図る観点から定義の見直しを検討することは適当か。

- ◆ **コンテンツ規律については、原則として表現の自由という近代社会の基本理念を踏み外すべきではないと考える**
- ◆ **メディアサービス(仮称)の全てを規制の対象とすることは適当ではなく、規制対象は地上放送に限定すべきではないか**
- ◆ **一方、地上放送サービスの定義については技術の進展も考慮して再検討すべき**

(2) 「メディアサービス」の区分

- ① 「メディアサービス」について、日常生活に必需の情報の送信という特別な公共的役割を担う「特別メディアサービス」を区分する方向で検討することは適当か。
- ② 「特別メディアサービス」については、「国民の日常生活や非常時における不可欠の情報提供手段」の確保を中心に検討することは適当か。

- ◆ 「特別メディアサービス」、「一般メディアサービス」および「オープンメディアコンテンツ」という区分を社会的影響力における程度の問題と捉えることに疑問を感じる
- ◆ 例えば、地上放送と一般事業者がWebサイトで提供する映像、あるいはユーザが動画共有サイトに投稿する映像等との間には、程度の違いではなく、本質的な違いがあると考えられるべきではないか
 - 地上放送事業者が国民の知りたい・観たいという要請に応えることを本来のミッションとして、極めて公共性の高い位置づけで放送サービスを実施しているのに対し、その他の事業者やユーザなどはそもそも情報提供をするか否かも自由である

(5) 「オープンメディアコンテンツ」に関する規律

- ① 「メディアサービス」として提供されるもの以外の「公然性を有する情報通信コンテンツ」(「オープンメディアコンテンツ」(仮称))に係る違法・有害情報対策について、現在は私法上の権利侵害情報のみがいわゆるプロバイダ責任制限法の対象となっているところ、その責任制限の範囲を諸外国の一部のように違法情報全般や刑事上の責任というところにまで拡大するか検討することは適当か。
- ② 有害情報への対策を検討することは適当か。

- ◆ 前述と同様に「オープンメディアコンテンツ」に対しては情報通信法(仮称)において規制の対象とするのは適当でないと考え
- ◆ 特にユーザ自身を情報通信法(仮称)の規制対象とするのは大いに疑問
- ◆ 違法・有害情報対策については、基本的に情報通信法ではなくその他の一般的な法律において検討するのが適当ではないか
- ◆ 仮に情報通信法で対策を講ずる場合でも、違法・有害情報の提供主体者に徹して圧力をかけるべきで、通信事業者、ISP等に責務を課すべきではない